

亀山市告示第76号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和7年4月4日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11223
- 3 路線名 能褒野52号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 能褒野町字能褒野32番43地先
 - (2) 終点 能褒野町字能褒野32番1地先
- 5 供用開始の期日 令和7年4月4日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11224
- 3 路線名 能褒野53号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 能褒野町字能褒野65番9地先
 - (2) 終点 能褒野町字能褒野65番77地先
- 5 供用開始の期日 令和7年4月4日